

審議会等の会議結果報告

1. 会議名	第18回 松阪市高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク連絡協議会 代表者会議
2. 開催日時	令和6年11月6日（水）午後2時00分から午後3時25分まで
3. 開催場所	松阪市殿町1563番地 松阪市福祉会館 3階大会議室
4. 出席者氏名	(委員) 34名 (事務局) 6名
5. 公開及び非公開	公開
6. 傍聴者数	6名
7. 担当	松阪市障がい福祉課 障がい福祉係 山中、平野 TEL 0598-53-4082 FAX 0598-26-9113 e-mail : shogai.div@city.matsusaka.mie.jp

○協議事項

- ・松阪市の高齢者・障がい者虐待の状況について
- ・講演「通報を考える」
- ・質疑応答
- ・その他

○会議録（別紙）

第18回松阪市高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク連絡協議会代表者会議議事録

日時 R6.11.6（水）14：00～15：25

場所 松阪市福祉会館大会議室

事務局 定刻となりましたので、ただいまより第18回 松阪市高齢者・障がい者 虐待防止ネットワーク連絡協議会 代表者会議を開催いたします。

本日は大変お忙しい中、ご参加いただきましてありがとうございます。どうぞよろしくお願ひ致します。

本日の会議は、会場にご参加いただきました皆様とWEBを利用してご参加いただいている皆様とハイブリッド方式で行っております。また、講演を行う都合上、席の配置を講演形式としておりますのでご了承ください。

さて、本日初めての方もおみえになりますので、それぞれ委員の皆様のご紹介をさせていただくのが本意でございますが、時間の都合上、お手元にお配り致しました名簿により、委員の皆様のご紹介にかえさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

本日の会議は、公開となっており、一般の方の傍聴も認めております。また録音や記録用の写真を撮影させていただきますので予めご了承ください。

この会議での議長は、松阪市高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク連絡協議会 要綱第5条に基づき、健康福祉部保健健康担当理事が務めることとなっておりますので、理事に議長をお願いし、議事を進めていただきます。よろしくお願ひします。

議長 あらためまして、みなさま こんにちは。

私はこの代表者会議の議長を務めさせていただきます、宜しくお願ひ致します。

本日の代表者会議の開催にあたり、大変お忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。また、平素から松阪市の保健福祉行政に多大なご理解とご協力をいただき、この場をお借りしまして厚くお礼申し上げます。

それでは着座にて進めさせていただきます。本日は、集合型とWEBとのハイブリッド形式で開催しております。通信状況により画像や音声が乱れることもありますので、何卒ご了承いただき、スムーズな進行にご協力をお願い致します。

平成19年に松阪市高齢者虐待防止ネットワーク連絡協議会は設立され、平成24年度からは「障害者の虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(障害者虐待防止法)にもとづき障がい福祉も加わり「高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク連絡協議会」として高齢者及び障がい者の虐待の早期発見と予防、支援及び対応について、ここにご参加の関係機関のみなさまと一緒にになって、虐待防止に向けた取り組み、支援等に努めているところでございます。

また、これまで取り組んだ虐待のケースで、難解な案件のケースが発生した場合には、このネットワークの委員でいらっしゃいます、三重弁護士会、三重県社会福祉士会、松阪警察署などの関係専門委員による検討会議を開催し、専門的な立場からアドバイスや助言をいただ

き、虐待対応に取り組んでまいりました。

続いて、本日の議題について事項書のとおりすすめさせていただきます。

まず、事項書 1 になりますが、松阪市の虐待件数状況等のご報告を行いまして、その後、三重県高齢者・障がい者虐待防止チームから講師に達原 勝 氏をお招きし、【通報を考える】と題して専門的な知見からご講演をいただきます。

講演終了後に質疑応答を行い、3時30分頃終了の予定となっております。

それでは、事項書 1 の松阪市の虐待件数の状況について、事務局から報告をお願いします。

事務局 高齢者支援課から松阪市の虐待状況報告の前に、事業実績、事業計画の報告をさせていただきます。

2ページ目の令和5年度の事業実績をご覧ください。事業として、(1)の代表者会議について、令和5年11月7日に高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク連絡協議会代表者会議を実施させていただきました。その中で、虐待の事例報告を行い、また本日講師の達原様に「分野を超えた虐待対応について」と題してご講演をいただきました。

続きまして、(2)の高齢者虐待実務者会議について、奇数月の第3木曜日に開催し各地域包括支援センターの担当者、各振興局の地域住民課の担当者と虐待のケース報告・対応などの情報共有を図り、高齢者虐待の早期発見・終結に向けて取り組み、昨年度は年6回開催しました。

その他にも、昨年7月22日に地域密着型サービス事業所及び居宅介護支援事業所を対象とした松阪市介護保険サービス事業者等集団指導にて、講師として虐待防止について講演を行いました。松阪市の出前講座にて高齢者虐待についての講座を市民の方に対して実施しました。

それでは、続いて3ページの令和6年度の事業計画をご覧ください。本日開催しておりますこの代表者会議に加え、既に3回開催しましたが高齢者虐待実務者会議を年6回開催する予定です。

その他、昨年に引き続き7月18日の松阪市介護保険サービス事業者等集団指導、5月15日には、”高齢者の権利を守るために”との題名で出前講座を開催させました。

また、ケースによっては、高齢者支援課と障がい福祉課でタッグを組み、虐待案件について支援させていただいている。

続きまして、松阪市の高齢者の虐待件数状況について報告致します。

松阪市の高齢者の人口について松阪市の10月1日時点の人口は、156,325人でそのうち65歳以上の高齢者は48,480人となっており、高齢化率は31.0%となっております。

まず、令和5年度の養護者からの高齢者虐待については、4ページをご覧ください。

1. 「通報・相談における虐待種別」についてです。

なお、虐待の種別の件数につきましては重複がございますのでご了承ください。

5年度の通報・相談件数は、32件の通報・相談がありました。虐待の種別としては9件が身体的虐待に関する内容でした。前年より特に増えたのが、ネグレクト（介護・世話の放棄・放任）の通報が12件ありました。

2. 「通報・相談者」についてです。通報を受理した19件のうち約半数の10件がケアマネジャーによるもので、家族や親族からの通報も2件ありました。

3. 「確認状況」について

通報受理した19件のうち、事実確認を行った18件のうちの17件は虐待、虐待を受けたと思われたと判断し、1件については、虐待の判断に至らなかったケースとして対応しました。

4. 「虐待を受けた高齢者の年齢」についてです。

虐待または虐待を受けたと思われたケースは17件あり、うち半数の10件が80歳以上の方でした。

5 「虐待の対応状況」についてです。

4で虐待または虐待を受けたと思われたと判断した17件のうち、5件を保護・分離の対応を行い、3件は支援中であり、関係機関への移行、福祉サービス等の導入支援をしました。9件は経過観察中で、見守りや関係職種との情報共有をはかけて現在も経過観察中というところです。

総評として、例年、年間を通じて30件程度の相談・通報を頂いておりますが、通報相談者は、家族よりも第三者の立場で日ごろから被虐待者と関わりのあるケアマネジャーからの通報が最も多く、支援機関や医療機関などさまざまな関係機関や、実際に虐待を受けている本人からも通報をいただいております。介護サービス利用などで、支援の目が届いている方では、比較的早い段階で、通報いただいている現状があります。

虐待と判断したケースのうち、身体的虐待と心理的虐待の割合が最も高く、そのほかにも様々な虐待の事例がありました。一例としてですが、共依存関係による親子のケースで、親の年金を使い込んでいる経済的虐待の事例、妻と子で共謀し、病気で働けない高齢者への暴力や暴言及び本人の年金を搾取し、食べる物を買うお金も与えず、本人からのSOSにより施設へ分離した虐待の事例が5年度についてありました。いずれのケースでも各包括支援センターの職員と連携を行い、通報後の状況の事実確認、関係者からの聞き取りを行い、保護分離あるいは、虐待の原因が経済的なものであれば保護自立支援課内の生活相談支援センター等と連携し生計の立て直しを支援しています。また、虐待の原因が介護疲れによるものであれば介護サービスの導入を提案していくなどして緊急性を考慮しながら、原因・課題を洗い出し、整理しつつ虐待状況の解消に向けて、虐待を受けている方のみならず、その養護者も含めての支援を視野に入れながら対応を行っています。

続いて令和5年度の養介護施設従事者等による施設内での虐待について説明します。

通報は9件あり、実際に虐待と認定した件数は1件ありました。

1. 「通報・相談における虐待種別」についてです。

こちらも、虐待の種別の件数につきましては、重複がございますのでご了承ください。

5年度の通報・相談件数は12件でした。

その内訳として身体的虐待が7件、ネグレクトが3件、心理的虐待が1件、性的虐待が1件ありました

2. 「通報・相談者」についてです。

通報・相談のあった12件のうちの4件が、施設で働く元職員からのものでした。

3. 「確認状況」についてです。

通報のあった9件のうちの、事実確認調査をおこなった事例8件ありました。

うち、1件を虐待と認定し、残りの4件は虐待ではないと判断し、調査は行ったが判断に至らなかったケースが3件ありました。

4. 「虐待を受けた高齢者の年齢」についてです。

虐待認定した1件の内、80歳から84歳の方が2件ありました

5 「対応状況」についてです。

虐待と認定した1件については、施設に対しての指導、改善計画の提出を求め、施設の管理者を含めた従事者のリーダーに指導を行いました。

総評として、施設内での、職場環境への不満や人間関係の悪化によるもの、看護師、介護士など多職種間の認識の違いなどから、入居者に対する処置の情報が正確に職員に共有されず、高齢者虐待として通報に至る事例がありました。

いずれも事実確認のため、通報のあった施設に対しては、高齢者虐待防止法に基づき、施設側の許可を得て任意による立入調査を行い、施設の管理者や、職種の異なる職員に実際に聞き取りを行うなどして、通報に対しての事実確認を行いました。

施設虐待として認定したケースについては、施設側が、家族には同意を取ってはいるものの、身体拘束の様態及び時間などの記録や、廃止に向けた検討を怠っていたということで、身体的拘束による虐待と認定したケースです。実地調査では、施設側に悪意や、意図的に拘束している事実は確認できませんでしたが、日々の業務の中で、身体拘束が当たり前になり、施設内での身体拘束への認識の甘さが伺えられたケースがありました。今後も、今回のケース以外にも通報があれば高齢者虐待防止法に基づき、実地調査を行い、事実確認を行い、施設

に対して改善と指導を求めていきます。

なお、養介護施設従事者等による虐待対応については、各施設において虐待に対する教育や研修を行い虐待防止に向けての取り組みがされているところですが、令和6年4月からは、全ての介護サービス事業者に対し虐待の発生またはその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることが義務付けられることも、実態調査の中で説明させていただきました。

資料の説明は以上になります。

今後も様々な機関と連携し虐待の早期発見に協力をいただき、また市としても高齢者虐待防止対応マニュアルを活用し、高齢者虐待への早期発見、深刻化の防止により一層努めてまいります。

以上で高齢者の虐待状況報告を終わります。

続いて、障がい福祉課よりご報告いたします。

資料は6ページをご覧ください。

まず、「障がい者の養護者（家族等）」による虐待通報・相談とその対応についてご報告いたします。

1. 「通報・相談における虐待種別」についてです。

なお、虐待の種別の件数につきましては重複がございますのでご了承ください。

5年度の通報・相談件数は4件ございました。

その内訳としましては、身体的虐待1件、ネグレクト0件、心理的虐待2件、経済的虐待1件、性的虐待0件でした。

通報・相談件数の推移につきましては、3年度6件、4年度12件、5年度4件でした。参考までに6年度の通報・相談件数は4月から9月までの上半期で5件ございました。

2. 「通報・相談者」についてです。

こちらも通報・相談者には重複がございますのでご了承ください。

5年度の通報・相談件数4件のうち、通報・相談者は、相談支援専門員2件、医療機関0件、施設職員1件、被虐待者1件、虐待者0件、警察署0件、民生委員・近隣住民0件、その他・匿名・行政機関等0件でした。

3. 「虐待を受けた障がい者の年齢」についてです。

5年度の通報・相談件数4件のうち、30代2件、50代1件、60代1件でした。

4. 虐待の「確認状況」ですが、5年度の通報・相談件数4件のうち、虐待認定0件、調査中が0件、対応不要4件でした。

なお、「対応不要」つきましては、関係者からの情報収集のみで事実確認ができ「虐待ではな

い」と判断できたものです。また、「対応不要」につきましては、通常の「相談」として対応しました。

5. 虐待の「対応状況」につきましては、4件とも「経過観察」でした。

4件のその後の経過としましては、いずれも居宅介護や就労系の障害福祉サービスを利用しており、令和6年10月時点において虐待に関する通報・相談ございませんでした。

うち、1件につきましては、元々親子関係が悪く高齢の両親への虐待もあり、障がい福祉課と高齢者支援課で連携し、関係機関とともに支援してきました。結果的には、両親が高齢者施設を希望し入所となりましたので、虐待の対応としては終結となりました。これにより単身独居となった当該障がい者につきましては、居宅介護を導入し、調理や掃除、買物などのヘルパー支援を利用してあります。ただ、今度はヘルパーへの苦言が多くなっており、見守っている状況にあります。

続きまして、資料7ページ「障がい者福祉施設従事者等」による虐待についてご報告いたします。

1. 「通報・相談における虐待の種類」についてです。こちらも、虐待の種別の件数につきましては重複がございますのでご了承ください。

5年度の通報・相談件数は13件ございました。

その内訳としましては、身体的虐待5件、ネグレクト1件、心理的虐待6件、経済的虐待0件、性的虐待1件でした。

通報・相談件数の推移につきましては、3年度3件、4年度8件で、5年度13件でした。

参考までに6年度の通報・相談件数は4月から9月までの上半期で15件ございましたので、すでに前年度を超えた件数となっております。

2. 虐待の「通報相談者」についてです。

こちらも通報・相談者には重複があり、重訪・相談件数の合計とは一致いたしませんのでご了承ください。

5年度の通報相談件数11件の内訳につきまして、相談支援専門員によるもの1件、医療機関0件、家族親族0件、当該施設職員2件、当該施設元職員が2件、当該施設管理者2件、警察署0件、民生委員・近隣住民0件、被虐待者0件、その他・匿名・行政機関等4件、でした。その他としましては、三重県、他自治体、匿名でした。

当該施設の関係者からの通報が約半数を占めていました。

3. 「虐待を受けた障がい者の年齢」についてです。

5年度の通報・相談件数11人のうち、20歳未満1件、20代1件、30代2件、40代2件、50代0件、60代3件、70代と80代0件、年齢不明2件でした。

4. 虐待の「確認状況」ですが、5年度の相談件数11件のうち、虐待認定2件、虐待ではない7件、調査中1件、対応不要1件でした。

なお、「対応不要」つきましては、関係者からの情報収集のみで事実確認ができ「虐待ではない」と判断したものです。

虐待認定の2件につきましては、いずれも施設職員による身体的虐待でした。また調査中の1件につきましては、調査後に「虐待ではない」と判断しております。

5. 虐待の「対応状況」につきましては、施設等に対する指導2件、改善計画提出依頼0件、従事者等への注意・指導5件、経過観察4件でした。

虐待認定した当該施設に対しては「文書」にて指導をし、三重県へも報告をいたしました。

このうちの1件につきましては、先月10月に三重県によるモニタリング会議が当該施設において開催され、松阪市も出席しております。会議では施設側から改善計画に基づいた報告を受けました。施設からは、職員や家族からの意見一つひとつに向き合うなか、職員同士や当該家族との関係にも改善がみられたとのことでした。

当該障がい者につきましても、会議のときに施設内で過ごす様子を確認してまいりました。当該障がい者は、職員や他の利用者に対しての他害行為があるため、職員がマンツーマンで支援し、今は落ち着いて過ごされているとのことでした。

なお、当時、虐待をした職員は退職しております。

最後に、「使用者における虐待」につきましては、通報・相談がございませんでしたので、松阪市としての取りまとめは行っておりません。

今後とも、引き続き関係機関と連携しながら、虐待を受けた障がい者の保護と自立支援のための措置ならびに養護者の負担軽減と虐待防止のための支援など、障がい者虐待防止及び、早期発見、早期対応に努めてまいりたいと存じます。

障がい福祉課からの報告は以上でございます。

議長 それぞれの事務局から報告させていただきました。ご質問やご意見がございましたら、講演後の質疑応答にてお願い致します。

続きまして事項書2の講演にうつりたいと思います。

講演に先立ちまして、本日講師としてお招き致しました、

達原 勝 様のご紹介をいたします。

達原様は、現在多気町の社会福祉協議会に勤務されており、またその傍ら、一般社団法人 三重県社会福祉士会に所属され、三重弁護士会、三重県とともに連携して設置しています「三重県高齢者・障がい者虐待防止チーム」のアドバイザーとしても活動されるなど、多方面においてご活躍されていらっしゃいます。

それでは、「通報を考える」と題してご講演をいただきます。
達原様、よろしくお願ひいたします。

【講演「通報を考える」 講師 達原 勝 氏（講演時間 48 分）】

議長 ありがとうございました。権利擁護の基本的な視点から、通報の必要性、入り口を大切にしていくというところ大変参考になりました。貴重なお話をありがとうございました。それでは、ただいまから質疑応答の方を行わせていただきたいと思います。達原様の講演、また市からの報告について、ご意見のある方は挙手をお願いいたします。

委員 2点お伺いします。たとえば認知症であったりすると、（こちらの）話を聞いてもらうことが難しい。自分（養護者側）が危害を受けることがあるとたくさん聞いていますが、そういうったケースはありますか？

もう一点は、親の年金をたよりにして、子どもが仕事につかない。実際、身体的な虐待や暴力といったことはないのですが、そういうった方が無料のイベントではよく参加されるが、お金がかかると参加されない。そういう子供さんがいらっしゃいます。年金は2か月に一回入ってくるものです。それをあてにしている子供さん。そういうものをあてにしている場合も虐待にあてはまるのでしょうか。

講師 ご質問ありがとうございます。まず、認知症の方の場合、いわれるように認知症の方から逆に、配偶者もしくは子供さんたちが暴力を受けてしまうという案件はあります。認知症は精神疾患の一つでありますので、精神科の病院への受診をうながしたりとか、そういうところへつなげていくという可能性はあります。ただ、このあたりはケースバイケースになってきます。それをほっておくわけじゃなくて、どこかの機関へ伝えることによって、それぞれのケースに応じた適切な手順ということで、解決が必要になってくる。逆にそれによって暴力が起こっていた場合、家族が悪いという事で片付けてしまうと、本来、認知症の方の治療にまでつながらない可能性があるので、しっかりととらえながら対応する必要があります。

二つ目の経済的虐待については、わかりにくい、発見しにくいというのが正直なところです。ただ、普段から受けているサービスに対する支払いが滞っているとか、そういうものが発生しているのであれば年金搾取しているということになってくると思います。

もちろん障害者の方自身もサービスを使っていたとしても、そういうところで何か遠慮している。年金をもらっているにもかかわらず、我慢しているところがある。そういう場合は、家庭全体で見て、どういうふうに仕組みがなっているのかなどしていく必要がある。これも憶測で話を進めるわけにはいかない。本人が苦しんでいるようであれば、まわりからの通報で関わり、周囲の情報をあつめて、客観的な判断のもとで経済的虐待と認定するかどうか。

ただ、一概にはいえない。家族全体のことを思いながら、自分がお金を預けているという場合もあるので、なかなか難しいというところもある。自分は家族のために、自分の年金を自分が使うのを我慢して、預けている。まわりが、それを経済的虐待だといつてしまうと、本人の権利、家族のために渡しているというものを阻害してしまうということになってしまう。非常に判断が難しいが、そういう配慮も必要だと思います。

議長 その他ご意見、ご質問ありますでしょうか。それでは、質疑応答これで終わらせていただきます。

本日、達原さんには大変参考になるご講演を聞かさせていただきました。

今後も皆様に様々なケースの対応いただく中で、解決に向けて業務の中で生かしていただき、虐待の早期発見や再発防止につなげていただければと思います。高齢者障がい者への虐待が少しでもなくなることを願っております。

それでは最後に、講師の達原様に大きな拍手をお願いいたします。

それでは、事項書のその他につきまして委員の皆様方から何かございませんか。よろしいでしょうか。以上ですべての議題が終了いたしました。皆様ありがとうございました。

それでは事務局にお返しします。

事務局 それでは、最後になりましたが、これからも高齢者や障がい者の尊厳や安全、安心を守るために虐待防止、早期発見、再発防止に取り組んでまいりますので、委員の皆様におかれましてはそれぞれのお立場からご助言、ご協力いただきますようお願いを申し上げ本日の会議は終了とさせていただきます。本日は長時間に渡り、ありがとうございました。